

# 岐 阜 県 公 報

第 二 千 二 百 十 五 号  
平 成 二 十 三 年 一 月 十 一 日

( 火 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる委託介護事業者等の指定

( 地域福祉国保課 ) 八〇九<sup>ページ</sup>

指定介護機関の廃止の届出

( 同 ) 八二三

指定介護機関の名称等の変更の届出

( 同 ) 八二三

保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知

( 治 山 課 ) 八二四

内水面漁場管理委員会告示

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示(内水面漁場管理委員会) 八二五

第五種共同漁業権の免許に係る平成二十二年度魚種別増殖

( 同 ) 八二六

方法及び指示数量

( 同 ) 八二六

### 公 示

指定自立支援医療機関の指定

( 保健医療課 ) 八二〇

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

( 商業流通課 ) 八二〇

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

( 同 ) 八二〇

土地改良事業計画の変更の適当の決定

( 農地計画課 ) 八二二

利便性係数の決定

( 公共建築住宅課 ) 八二二

## 告 示

岐阜県告示第十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

株式会社環境福祉基構	関市小瀬二〇九一	介護 特定施設 入居者生 活介護	木香の郷	関市小瀬二〇九一	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六五	介護予防 居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局 各務原店	各務原市那加野畑二一〇五三	同
ピノキオ商事株式会社	岐阜市向加野二一六五	介護予防 居宅療養 管理指導	ピノキオ薬局 各務原店	各務原市那加野畑二一〇五三	同
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	介護予防 通所介護	JAめぐみのデイサービス センターあんしん郡上	郡上市八幡町小野四六一八	同
めぐみの農業協同組合	関市若草通一	通所介護	JAめぐみのデイサービス センターあんしん郡上	郡上市八幡町小野四六一八	同
株式会社ザイタック	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	介護予防 通所介護	ナーシングデイ	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	同
株式会社ザイタック	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	通所介護	ナーシングデイ	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	同
株式会社ザイタック	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	介護予防 通所介護	東濃デイ脳リハビリセンタ	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	同
株式会社ザイタック	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	通所介護	東濃デイ脳リハビリセンタ	土岐市肥田浅野笠神町二一一一	同
特定非営利活動法人ケアパレット	下呂市小川二八〇一	介護予防 通所介護	リハビリ型デイサービス リハビリパレット	下呂市小川二八〇一	同
特定非営利活動法人ケアパレット	下呂市小川二八〇一	通所介護	リハビリ型デイサービス リハビリパレット	下呂市小川二八〇一	同
アサヒクリーン株式会社	東京都北区上十条二一五	介護予防 訪問入浴 介護	アサヒサンクリン在宅介 護センター各務原	各務原市那加本町三二マキタビル一〇二号室	同
アサヒクリーン株式会社	東京都北区上十条二一五	訪問入浴 介護	アサヒサンクリン在宅介 護センター各務原	各務原市那加本町三二マキタビル一〇二号室	同
有限会社ナガヤ時計店	瑞浪市寺河戸一一四二六	居宅介護 支援事業	ナガヤ ケアプランセンタ	瑞浪市寺河戸一一四二二	平成二二・四・一
居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日

株式会社ナチュラル	大垣市東町二七 一	通所介護	はやかわクリニックデイ・ リハビリセンター	大垣市東町二 二 一	同
株式会社ナチュラル	大垣市東町二七 一	介護予防 通所介護	はやかわクリニックデイ・ リハビリセンター	大垣市東町二 二 一	同
可児市中部地域包括支援 センター	可児市塩河二七〇九 一	通所介護	可児市中部地域包括支援セ ンター	可児市広見 一 一	同
医療法人社団穂隆会吉村 内科	瑞穂市別府二二九七	通所介護	デイサービス吉村	瑞穂市別府二二九七	同
医療法人社団穂隆会吉村 内科	瑞穂市別府二二九七	通所介護	デイサービス吉村	瑞穂市別府二二九七	同
有限会社中部GPF	名古屋市天白区植田東 二五〇四 三〇二ラ イオンズマンション植 田二〇二号	福祉用具 貸与	中部ケアサービス	恵那市長島町那加野 一 二二六 八	同
有限会社中部GPF	名古屋市天白区植田東 二五〇四 三〇二ラ イオンズマンション植 田二〇二号	特定福祉 用具販売	中部ケアサービス	恵那市長島町那加野 一 二二六 八	同
有限会社中部GPF	名古屋市天白区植田東 二五〇四 三〇二ラ イオンズマンション植 田二〇二号	介護予防 福祉用具 貸与	中部ケアサービス	恵那市長島町那加野 一 二二六 八	同
有限会社中部GPF	名古屋市天白区植田東 二五〇四 三〇二ラ イオンズマンション植 田二〇二号	介護予防 福祉用具 販売	中部ケアサービス	恵那市長島町那加野 一 二二六 八	同
アイランドジー・アイま すみデイサービス	瑞浪市樽上町二 六 五	通所介護	株式会社アイランドジー・ アイ	瑞浪市土岐町七三三四	同
アイランドジー・アイま すみデイサービス	瑞浪市樽上町二 六 五	予防通所 介護	株式会社アイランドジー・ アイ	瑞浪市土岐町七三三四	同
永田 和弘	各務原市蘇原外山町二 七 一	居宅療養 管理指導	そはら永田クリニック	各務原市蘇原外山町二 七 一	同
永田 和弘	各務原市蘇原外山町二 七 一	居宅療養 管理指導	そはら永田クリニック	各務原市蘇原外山町二 七 一	同
合同会社 感謝	大垣市北方町一 一 一 六ニSSアートビル一 階	訪問介護	訪問介護ステーション感謝 階	大垣市北方町一 一 一 六ニSSアートビル一 階	同

合同会社 感謝	大垣市北方町一 六二SSアートビル一 階	訪問看護	訪問介護ステーション感謝	大垣市北方町一 六二SSアートビル一 階	同
合同会社 感謝	大垣市北方町一 六二SSアートビル一 階	介護予防 訪問介護	訪問介護ステーション感謝	大垣市北方町一 六二SSアートビル一 階	同
合同会社 感謝	大垣市北方町一 六二SSアートビル一 階	介護予防 訪問看護	訪問介護ステーション感謝	大垣市北方町一 六二SSアートビル一 階	同
特定非営利活動法人 護まめ家	不破郡垂井町新井一五 二二九九	通所介護	介護まめ家	羽島市竹鼻町神楽四九	平成二二・四・六
特定非営利活動法人 護まめ家	不破郡垂井町新井一五 二二九九	介護予防 通所介護	介護まめ家 介護まめ家	羽島市竹鼻町神楽四九	同
特定非営利活動法人 護まめ家	不破郡垂井町新井一五 二二九九	居宅介護 支援事業	介護まめ家 介護何でも相談所	羽島市竹鼻町神楽四九	同
高山市長	高山市花岡町二一八	訪問看護	高山市国民健康保険荘川診療所	高山市荘川町新渚五四 六一	平成二二・四・一六
高山市長	高山市花岡町二一八	訪問リハビリ セッション	高山市国民健康保険荘川診療所	高山市荘川町新渚五四 六一	同
高山市長	高山市花岡町二一八	居宅療養 管理指導	高山市国民健康保険荘川診療所	高山市荘川町新渚五四 六一	同
高山市長	高山市花岡町二一八	介護予防 訪問看護	高山市国民健康保険荘川診療所	高山市荘川町新渚五四 六一	同
高山市長	高山市花岡町二一八	介護予防 訪問リハビリ セッション	高山市国民健康保険荘川診療所	高山市荘川町新渚五四 六一	同
高山市長	高山市花岡町二一八	介護予防 居宅療養 管理指導	高山市国民健康保険荘川診療所	高山市荘川町新渚五四 六一	同
有限会社羽島企画	羽島市小幡町島二一〇 一一一	短期入所 生活介護	ショートステイ「ママーズの家 まさき」	羽島市正木町須賀二五 六三一	平成二二・四・二二
有限会社羽島企画	羽島市小幡町島二一〇 一一一	介護予防 短期入所 生活介護	ショートステイ「ママーズの家 まさき」	羽島市正木町須賀二五 六三一	同

岐阜県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃

止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類  
指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所の所在地

廃止年月日

社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会  
中津川市かやの木町二五

訪問入浴  
付知町訪問入浴センター

中津川市付知町五八八  
一三三二

平成二二・三・三一

中部化成薬品株式会社  
岐阜市秋津町五

福祉用具貸与  
中部化成薬品株式会社 濃営業所

東 中津川市茄子川一六四  
二二二五

同

岐阜県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関の名

称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称  
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類  
指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所の所在地

変更年月日

新 旧 合  
めぐみの農業協同組  
関市若草通一

訪問介護  
JAめぐみの介護サービス  
郡上営業所

郡上市八幡町小野四  
六一八  
郡上市八幡町中坪二二  
〇三

平成二二・四・一

新 旧 合  
めぐみの農業協同組  
関市若草通一

居宅介護支援  
JAめぐみの介護サービス  
郡上営業所

郡上市八幡町小野四  
六一八  
郡上市八幡町中坪二二  
〇三

同

新 旧 合  
イビデン産業株式会社

福祉用具  
アルファンケア

旧 社	大垣市内原一 一九七	貸与 サンケア	大垣市中曾根町六二一 同
新 株式会社アイランド ジー・アイ	瑞浪市樽上町二 六	短期入所 生活介護 小泉慈愛苑ショートステイ	多治見市小泉町四 二 同
旧 有限会社ジー・アイ	五	介護予防 短期入所 生活介護 小泉慈愛苑ショートステイ	多治見市小泉町四 二 同
新 株式会社アイランド ジー・アイ	五	アイランドジー・アイケア プラン ジー・アイ ケアプラン相 談センター アイランドジー・アイ福祉 用具	瑞浪市土岐町七三三四 同
旧 有限会社ジー・アイ	五	居室介護 支援 アイランドジー・アイ福祉 用具	瑞浪市樽上町二 六 同
新 株式会社アイランド ジー・アイ	五	福祉用具 貸与 ジー・アイ福祉用具レンタ ルサービス	瑞浪市樽上町二 六 同
旧 有限会社ジー・アイ	五	居室介護 支援 神戸町居宅介護支援事業所	安八郡神戸町八条二五 同
新 社会福祉法人 神戸 町社会福祉協議会	八二	居室介護 支援 神戸町在宅介護支援センタ ー	安八郡神戸町八条二五 同
旧 社会福祉法人 神戸 町社会福祉協議会	八二	訪問介護 神戸町訪問介護ステーション	安八郡神戸町八条二五 同
新 社会福祉法人 神戸 町社会福祉協議会	八二	訪問介護 神戸町訪問介護ステーション	安八郡神戸町八条二五 同
旧 社会福祉法人 神戸 町社会福祉協議会	八二	訪問介護 神戸町訪問介護ステーション	安八郡神戸町八条二五 同

岐阜県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

す。

平成二十三年一月十一日

指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県知事 古田 肇

揖斐郡揖斐川町春日川合字押又東平四〇九三の四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町三倉字高畑二五の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

### 内水面漁場管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり決定したので告示する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 太 田 嘉 俊

一 指示の内容

(一) 持ち出しの禁止

公共水面において、コイ（マコイ及びニシキコイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっている場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲については、内水面漁場管理委員会が定め、三で示すものの他、別途公表するものとする。

(二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面

に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

二 指示の期間

平成二十三年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで

三 コイの持ち出しを禁止する公共水面の範囲

- (一) 揖斐川（牧田川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち津屋川、大樽川、杭瀬川、相川、東川、五日市川、水門川、新川及びこれらの河川に接続する水路・ため池
- (二) 長良川（板取川合流点から下流の本川）並びに同支川のうち伊自良川、早田川、新堀川、天神川、正木川、境川、新荒田川、犀川、天王川、吉田川、荒田川、糸貫川及びこれらの河川に接続する水路・ため池
- (三) 木曾川（付知川合流点から下流の笠置ダムまでの間、兼山ダムから下流の今渡ダムまでの間）、同支川のうち新境川、鉄砲川及びこれらに接続する水路・ため池並びに飛驒川（上麻生ダムから下流の本川）

四 神通川水系宮川（荒城川合流点から下流の坂上ダムまでの間）並びに同支川のうち高原川、荒城川及びこれらの河川に接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成二十三年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

平成二十三年一月十一日

岐阜県内水面漁場管理委員会  
会長 太田 嘉俊

平成23年度魚種別増殖方法及び指示数量

漁業権番号	河川及び区域	魚種	増殖方法				放流 (kg)						人工孵化 (万粒)					産卵場造成 (箇所)				
			あゆ	あまご、やまめ	銀毛型あまご	にじま	いわな	ふな	うなぎ	なまず	せくずかに尾	あゆ卵	わかさぎ卵	うぐい、おいかわ	もろこ	あじめ	かじか	よしのぼり				
内第2号 共号	大江川（全域）	海津市					340	60	30							3						
内第3号 共号	中江川（全域）	海津市					60	40	10								2					
内第4号 共号	揖斐川（今尾橋から下流）	養老郡、海津市			160		920	130	40							3						
内第5号 共号	揖斐川（今尾橋～根尾川との合流点）	西濃水産	1,200		80		1,210	95	100	2,500						6						
内第6号 共号	牧田川（高田橋から上流）	牧田川	330	70		10		20								3						



内 第7号 共	根尾川（全域）	根尾川筋	7,040	600		5	5	50	130	10						5				
内 第8号 共	揖斐川（根尾川との合流 点～西平えん堤）	揖斐川中部	1,800	200				60	30							4				
内 第9号 共	揖斐川（旧久瀬村）、日坂 川	揖斐川久瀬	180	70		3	2		5							3				
内 第10号 共	揖斐川（旧藤橋村）、坂内 川	揖斐川上流	1,160	310		2	3		20							3				
内 第11号 共	長良川（大藪大橋から下 流）	海津市、木曽川 長良川下流			210			200	70	120						1				
内 第12号 共	長良川（大藪大橋～長良 大橋）	長良川、西濃水 産			480			650	30	20	4,400					1				
内 第13号 共	長良川（長良大橋～岐阜 市・関市境）	長良川	3,520		880			500	325	140	5,040	4,000				6	5			
内 第14号 共	犀川（犀川ひ門から上流）	長良川						210	70	30	2,000					1	1			
内 第15号 共	長良川（岐阜市・関市境 ～美濃市・郡上市境）	長良川中央	8,420	50		5	10	10	60							10		3		
内 第16号 共	長良川（美濃市・郡上市 境から上流）	郡上	14,520	1,570			15		220							6		12	10	16
内 第17号 共	津保川（富津橋から下流）	長良川中央	1,520	5				60	20							3				
内 第18号 共	津保川（富津橋から上流）	津保川	2,620	50		10		20	40							6		4		
内 第19号 共	武藏川（谷口頭首から上流）	美山	1,080	230					20							1		1		
内 第20号 共	板取川（美濃市・旧洞戸 村境から上流）	板取川上流	1,960	100		10			45							4		11		
内 第21号 共	柿野川（御園下橋から上 流）	美山	30	20					2							1		1		

内 共 第22号	木曾川（東海大橋～今渡えん堤）	木曾川長良川下流、日本ライオン、木曾川、愛北	2,320		140					540	160	50		3,000			3								
内 共 第23号	可児川（全域）	可児	70			115			200	40				120			3	2							
内 共 第24号	木曾川（今渡えん堤～兼山えん堤）	日本ライオン、木曾川中流							60	20															
内 共 第25号	木曾川（兼山えん堤～笠置えん堤）	木曾川中流	330	60		5			50	50							3								
内 共 第26号	木曾川（笠置えん堤～落合えん堤）	惠那	4,950	290		30			120	100							5	2	10						
内 共 第27号	落合川（全域）	惠那	60	20		5				5							3								
内 共 第28号	外洞川（全域）	惠那	10							5								1							
内 共 第29号	川上川（全域）	惠那	240	40		10				10							2								
内 共 第30号	飛驒川（青柳橋～七宗えん堤）	飛驒川	9,320	460		15			5	170							7	7						10	
内 共 第31号	飛驒川（七宗えん堤～金山橋）	益田川、飛驒川、馬瀬川下流	110						5	5							2								
内 共 第32号	飛驒川（金山橋～JR高山線第16益田川橋）	益田川	7,460	900		5			120	60							6	17	10					10	
内 共 第33号	飛驒川（JR高山線第16益田川橋から上流）	益田川上流	1,590	620		5			5	20							5	10	10					10	
内 共 第34号	馬瀬川（下呂市金山町・同市馬瀬町境から下流）	馬瀬川下流	2,750	190						60				120			5	5	5					5	
内 共 第35号	馬瀬川（下呂市金山町・同市馬瀬町境から上流）	馬瀬川上流	4,840	240		5				10							5	7	7					5	
内 共 第36号	和良川（中原用水えん堤から上流）	和良川	1,000	80						20							3	7	7					7	

内 共 第37号	土岐川（全域）	土岐川	250	10		5		100	25					120	5				
内 共 第38号	矢作川（愛知県との県境 区域）	岐阜県矢作川 （愛知県）矢作川	730	20			20	55							1				
内 共 第39号	明智川（全域）	岐阜県矢作川	520	60				15							2				
内 共 第40号	上村川（全域）	岐阜県矢作川	1,040	120				25							3				
内 共 第41号	宮川（富山県との県境区 域）	高尾川、宮川下 流、富山	1,000	10			5												
内 共 第42号	宮川（富山県境～飛騨市 古川町・同市河合町境）	宮川下流	4,680	440		300	480	5	130						4				
内 共 第43号	宮川（飛騨市古川町・同 市河合町境から上流）	宮川	4,230	430		360	90	5	65						3		5	1	
内 共 第44号	高原川（全域）	高原川	5,050	1,060		40	80		40						3		5	1	5
内 共 第45号	小島川（飛騨市河合町・ 高山市清見町境から上流）	宮川	160	75		60	40	5	10						1		1	1	
内 共 第46号	荒城川（高山市国府・同 市丹生川町境から上流）	丹生川	250	50		10	30								1				
内 共 第47号	小八賀川（下切発電所え ん堤から上流）	丹生川	50	150		10	200								1				
内 共 第48号	万波川（全域）	宮川下流					60												
内 共 第49号	大長谷川（全域）	宮川下流					20												
内 共 第50号	庄川（全域）	庄川	1,720	1,670		360	340	10	30						3		3	3	
合 計			100,110	10,270	1,950	1,385	1,560	5,420	2,562	550	13,940	7,000	360	146	16	109	53	41	

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの  
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
かざはな薬局	加茂郡東白川村神土六九一	精神通院	平成 三・一・一
平成調剤薬局八代店	岐阜市八代一 二二八	精神通院	平成 三・一・一

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年一月十一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局中濃事務所において縦覧に供する。  
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十二年十二月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

ゲンキー株式会社

三 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー郡上白鳥店

岐阜県郡上市白鳥町向小駄良字上島九六〇番一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十三年九月十八日

五 店舗面積

二、三九二平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇三台

七 荷さばき施設の面積

六〇平方メートル

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年一月十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）とれったひろば関店

関市小屋名字薄原一四四一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年一月十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）ゲンキー海津店  
海津市海津町鹿野字西縄二七二番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

郡 上 市	深 戸 地 区	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
施行者名	施行に係る地区名	郡上市役所前 揭示場	平成三三・ 一一・一一から 二二・八まで

利便性係数の決定

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号の規定による利便性係数を次のように決定し、平成二十三年度から適用するので、岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第五条第二項の規定により公示する。

平成二十三年一月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	位 置	棟 番 号	利便性係数
白木町住宅	岐 阜 市	A〇	一・〇〇〇
近の島住宅	岐 阜 市	A〇からA十五まで	〇・九六五
加野住宅	岐 阜 市	H一からH十六まで	〇・八四〇
田神住宅	岐 阜 市	F一からF七まで	〇・九四〇
夕陽ヶ丘住宅	岐 阜 市	A〇	〇・八六五
藤江住宅	大 垣 市	F一からF六まで、G一及びG二	〇・九六五
荒崎住宅	大 垣 市	A一からA九まで	〇・八九〇
赤保木住宅	高 山 市	A一からA四まで	〇・九一五
旭ヶ丘住宅	多 治 見 市	A一からA十六まで及びB一	〇・九一五
泉北住宅	土 岐 市	A一からA八まで及びB一	〇・九四〇
尾崎住宅	各務原市	A一からA二十まで及びB一からB十まで C五、C六及びC九	〇・九四〇
宮代住宅	不破郡垂井町	A一からA六まで	〇・九一五
北方住宅	本巢郡北方町	A一、A二、A四及びS一からS四まで	一・〇〇〇

平成二十三年一月十一日発行

発行者

岐阜県庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター